

候補者	すぎ 杉 浦 明 道	(一九五〇年生)
所属	第25組 明勝寺	
所在地	愛知県豊田市上野町一丁目五〇〇番地	
被選挙資格の区分	宗議会議員選挙条例第二条第一項第一号	
立候補の趣意	同朋会運動が始まって六十三年、新宗憲制定から四十四年になります。そして今、それらの歩みの上に新たな出発をすべき時を迎えています。しかしながら、この絶好の機会においても、充分な総括がなされず、新たな展望が開かれないまま、宗門は混沌とした時代社会に投げ出されています。	
	本来、大谷派の同朋会運動は、他の伝統教団にも見られた単に信仰運動ということではなく、教学に根ざした運動でありました。そして、教学的な確かめにおいてしっかりとした支柱が明確にあったはずですが、しかし、それを見失っている宗門の現状があるように思います。	
	換言すれば、六十三年前に提起された同朋会運動は、教団を守る運動ではなく、教団を挙げての教学運動、大乘仏教運動であったと言つてよいでしょう。だからこそ「人類に捧げる教団」と言われたのです。	
	いま宗門は、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要を終えて、どのような総括がなされてきたでしょうか。慶讃法要が信仰運動として、一人を生み出すような働きを成し得たか。現代を生きる人々に何を届けることができたのか。そして、慶讃法要によって見出された宗門課題とは何であったのかを確かめ直すことが、今、あらためて問われているように思います。	
	一九八一年、私たち教団は新宗憲を制定し、宗門の存在意義を「同朋社会の顕現」にあると見定め、また宗門の運営手法として「同朋公議」を採用することを表明しました。しかし、それから四十四年経った今、私たちは、「同朋社会の顕現」を標榜する宗門として、社会に対してどれだけの働きかけをなしたでしょうか。また内に対しては、「同朋公議」を教団運営の基本理念として宣言したにもかかわらず、どれほどの変革を実現しえたでしょうか。教団内外の壁・僧俗の壁・男女の壁は厳然として存在し、住職中心・僧侶中心・男性中心主義はいたるところに見られるのです。それゆえ、「同朋の公議公論」の実現に向けて、より多くの宗門構成員の意見を柔軟に反映できる形に変えることで、宗門活動を活性化させ、宗門人の宗教参加を促すための基本的な土壌整備が必要であると思います。	
	このような願いをもって、宗政に関わる覚悟です。ぜひ、皆様方のご支援をお願い申し上げます。	
経歴	宗議会議員三期	

候補者	ふじ い のぶ ゆき 藤 井 宣 行	(一九六二年生)
所属	第4組 淨圓寺	
所在地	愛知県豊橋市大村町字黒下一九番地	
被選挙資格の区分	宗議会議員選挙条例第二条第一項第一号	
立候補の趣意	宗議会議員として、三期十二年間務めさせていただきました、その間、大谷派参務などの重責を担わせていただいてまいりましたことは、岡崎教区のお一人お一人のお力、諸賢のご支援、ご助言の賜物です。心より御礼申し上げます。	
	この度の宗議会議員選挙において、諸先輩方、友人諸賢より強い推挙をいただき、四期目の立候補を決意いたしました。つきましては、引き続き宗議会議員の任を担わせていただきたく、お一人お一人の更なるご支援を賜りますようお願い申し上げます。	
	宗門の現実を誤りなく直視し、宗門の将来を展望し、宗門に対する責任を担つてまいります。念佛者の教団として持続可能な基盤整備である宗務改革を推進いたします。多くの方が意見・助言・支援を下さっていますが、さらに多くの声に耳を傾け、皆様方とともに同朋社会の実現に力を尽くしてまいります。ご支援を賜りますよう重ねてお願いいたします。	
経歴	大谷大学真宗学科卒。教区児童教化連盟役員、教区教化委員、選出教区会議員、第四組組長、教区参事会員、教区宗祖親鸞聖人750回御遠忌委員会委員長、教区会副議長、教区会議長など多数の役職を歴任。二〇一三年より宗議会議員(三期)。二〇一六年末より真宗大谷派参務(二〇二一年一〇月まで)。真宗興法議員団幹事長など。	
	選挙事務長 大原 賢悟 (第四組 淨實寺)	
	選挙運動員 柏樹 利昭 (第四組 正琳寺)	
	大原 雅幸 (第一組 法専寺)	
	宮部 聡 (第四組 圓龍寺)	

候補者	いち こう まこと 一 郷 真	(一九七三年生)
所属	第34組 真勝寺	
所在地	静岡県静岡市葵区長沼二丁目一八番二三号	
被選挙資格の区分	宗議会議員選挙条例第二条第一項第一号	
立候補の趣意	このたび、教区教化委員会活動などの場を通じて出遇わせていただきました諸先輩方からお声掛けをいただき、真宗大谷派宗議会議員選挙に立候補いたします。	
	立候補を決意いたしましたのは、今、宗門がお念仏をよりどころとする歩みが続けていく上で、大きな課題に直面していると強く感じているからです。	
	第一に、「お念仏の消滅の危機」があります。法事などの仏事の場にあっても、お念仏の声が聞こえないことが少なくありません。南無阿弥陀仏という仏さまのお呼びかけに耳を傾ける営みが失われつつあります。宗門の根本であるお念仏を、もう一度私たちの生活の中に取り戻すことが急務であると受けとめています。	
	第二に、「お念仏に出あう場の消滅の危機」があります。寺院や別院での同朋会や聞法の集いは、誰もが気軽に仏法に出あえる大切な場ですが、参加者の減少や閉会、さらに寺院経営の難しさや被災などによつて、その灯が消えかけています。これまで存続されてきたお念仏をいただく場を守り育てていくこととあわせて、世代を超えて集うことのできる現代社会にあった新たな聞法の場の創出も求められています。	
	第三に、「宗門存続の危機」です。教田の荒廃や寺院経済の行き詰まりにより、宗門を支えていくこうとする力が弱まっています。宗門の未来を見据え、制度や財政の課題に正面から向き合い、持続可能な姿を築いていかなければなりません。	
	お念仏が消え、お念仏の場が失われ、宗門そのものが衰え消滅していく。この現実を決して見過ごすことはできません。私は、こうした危機を地元の静岡そして岡崎教区の皆様と共に見つめ、共に考え、共に歩んでいくために立候補いたします。	
	阿弥陀如来の願いに導かれながら、お念仏の灯を絶やすことなく、未来へと手渡していけるよう、微力ながら誠心誠意努めてまいります。どうか皆様からのお力添えをよろしくお願い申し上げます。	
経歴	大谷専修学院卒 教区教化委員、静岡地域教化センター委員、第三十四組副組長、教誨師(静岡刑務所、駿府学園)	

告 知 事 項

1 選挙発令の告示

岡崎選管告示第2号
2025年8月22日

岡崎選挙区選挙管理会 印

このたび、宗議会議員選挙条例第40条第1項により、下記のとおり総選挙を実施するため、同条例第47条第1項により告示する。

記

- | | | |
|---|----------|-----------------------|
| 1 | 選挙の期日 | 2025年9月15日 |
| 2 | 立候補の届出期間 | 2025年8月25日から8月27日まで |
| 3 | 選挙運動の期間 | 立候補届出の日（受理後）から9月11日まで |

4 無投票の告示

岡崎選管告示第7号
2025年8月28日

岡崎選挙区選挙管理会 印

来る9月15日施行の宗議会議員選挙は、宗議会議員選挙条例第69条第1項により投票を行わないこととなったので、同条第2項により告示する。
以 上

以下余白

2 選出すべき議員の定数 3人

3 候補者の告示（掲載は届出順）

岡崎選管告示第4号
2025年8月25日

岡崎選挙区選挙管理会 印

来る9月15日施行の宗議会議員選挙に下記のとおり立候補の届出があったので、宗議会議員選挙条例第51条第1項により告示する。

記

- | | | |
|---|--------------|-------------------|
| 1 | 候補者の氏名 | 杉 浦 明 道 |
| 2 | 所属する寺院・教会の名称 | 第25組 明勝寺 |
| 3 | 所 在 地 | 愛知県豊田市上野町1丁目500番地 |
| 4 | 推薦届出人の氏名 | 三 浦 長 |

以 上

岡崎選管告示第5号
2025年8月26日

岡崎選挙区選挙管理会 印

来る9月15日施行の宗議会議員選挙に下記のとおり立候補の届出があったので、宗議会議員選挙条例第51条第1項により告示する。

記

- | | | |
|---|--------------|------------------|
| 1 | 候補者の氏名 | 藤 井 宣 行 |
| 2 | 所属する寺院・教会の名称 | 第4組 淨圓寺 |
| 3 | 所 在 地 | 愛知県豊橋市大村町字黒下19番地 |

以 上

岡崎選管告示第6号
2025年8月27日

岡崎選挙区選挙管理会 印

来る9月15日施行の宗議会議員選挙に下記のとおり立候補の届出があったので、宗議会議員選挙条例第51条第1項により告示する。

記

- | | | |
|---|--------------|---------------------|
| 1 | 候補者の氏名 | 一 郷 真 |
| 2 | 所属する寺院・教会の名称 | 第34組 真勝寺 |
| 3 | 所 在 地 | 静岡県静岡市葵区長沼2丁目18番23号 |

以 上